

令和2年5月20日

市内社会体育施設

学校体育施設開放事業（夜間開放） ご利用の皆さま

近江八幡市教育委員会事務局

スポーツ推進課（運動公園体育館内）

社会体育施設等利用時の感染拡大予防について

5月15日に第9回近江八幡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、6月1日から市内社会体育施設（健康ふれあい公園プール棟・クラブハウス除く）と学校体育施設開放事業（夜間開放含む）の再開が決定されました。

各施設ご利用の皆さまには、引き続き、感染拡大防止のための対策をお願いするとともに、すべての利用者が施設を安全・安心に利用できるよう、施設管理者からの要請・指示等に従っていただきますようお願いいたします。

（1）次の事項に該当する場合は、自主的に施設の利用を見合わせてください。

- ①体調がよくない場合（発熱、寒気、咳、のどの痛みなどの症状がある場合）
- ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合
- ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

（2）マスクを持参してください。

受付や着替え等スポーツを行っていない時や会話をする時は必ずマスクを着用してください。

（3）こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底してください。

手指消毒用のアルコール等は利用者で準備してください。

（4）屋内施設利用時は、窓や扉を開けるなど、十分な換気をしてください。

（5）体育館利用後は、必ずフロアの清掃（モップ掛け等）をしてください。また、汗や唾液がフロアに落ちた場合は、ただちに備え付けのアルコール消毒液で拭き取ってください。

（6）施設備品（手が触れる箇所）は、使用后備え付けのアルコール消毒液で消毒してください。

（7）他の利用者、施設職員等との距離（できるだけ2m以上）を確保してください。団体利用の場合は、「三つの密（密集・密閉・密接）」の状態とならないよう、必ず利用責任者が利用人数や練習方法等について配慮してください。

（8）大きな声で会話、応援等をしないでください。

（9）施設利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、市スポーツ推進課（電話33-6303）に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください。

（10）その他、感染予防のために施設管理者が決めた措置の遵守、指示に従ってください。

※裏面チェックリスト(スポーツ庁)もご確認ください。

社会体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト（利用者向け）

利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2 mの距離を空けることが適当である。
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をかくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと
- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること